



埼玉県報

第 696 号
令和 8 年(2026 年)
2 月 24 日
火曜日

目次

告示

- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 河川法第 75 条第 3 項に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管の公示（さいたま県土整備事務所）
- 県道幸手久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第百二十号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和八年四月一日から施行する。

令和六年埼玉県告示第百四十号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 公衆浴場入浴料金の統制額

イ 十二歳以上の者についての入浴料金 五百五十円

ロ 六歳以上十二歳未満の者についての入浴料金 二百円

ハ 六歳未満の者についての入浴料金 百円

二 その他の公衆浴場（公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）第五条第一項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百十九号）第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）をいう。）の入浴料金については、一の規定は適用しない。

告示

埼玉県告示第百二十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和八年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	鴻巣桶川さいたま線	埼玉県桶川市寿二丁目一三八四番一地先から 埼玉県桶川市東一丁目一〇六〇番一地先まで

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和八年二月二十四日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落 合 誠

一 保管した工作物

車両 一台

二 保管した工作物が放置されていた場所

埼玉県さいたま市北区日進町三丁目三三六番二号地先（一級河川鴨川河川区域）

三 除却した日時

令和八年一月二十七日（火）午前十時三十分

四 保管を始めた日時

令和八年一月二十七日（火）午後十二時三十分

五 工作物の保管場所

埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番六号 埼玉県さいたま県土整備事務所

六 保管した工作物の返還

イ 返還期限

令和八年七月二十六日（金）

ロ 返還の申出先

埼玉県さいたま市南区沼影二丁目四番六号 埼玉県さいたま県土整備事務所

河川環境対策・管理担当

電話〇四八―八六一―二五〇二

ハ 返還に際しての留意事項

(1) 工作物の返還を受けようとする者は、埼玉県さいたま県土整備事務所河川環境対策・管理担当に、本人であることを確認できる書類を提示し、申し出（問い合わせ）。

(2) 工作物の除却及び保管に要した費用は、当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 幸手久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	幸手市中一丁目四三四六番一地先 から同市中一丁目四三三八番一二	区 間
一〇・八八	七・三三〇 八・二〇	敷地の幅員 (メートル)
九九・六七		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和八年一月十六日

指令川建セ第〇七〇一二〇号

二 検査済証番号

令和八年二月十九日

川建セ第〇七〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字台三百四十三番一、三百四十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼三百四十九番地

石井 駿平

告 示

埼玉県選管告示第二十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和八年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和八年二月二十七日 午後六時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）について

イ 宮代町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

ウ その他